



国保・後期・国民年金・税

保険

国民健康保険

みなさんがお医者さんにかかったとき、医療機関の窓口で自己負担を支払います。それ以外の医療費は、納めていただく国保税などで賄われています。安心して治療を受けるため、国保税を納めましょう。

■加入する人は

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、または生活保護を受けている人を除くすべての人が、加入します。

■加入するとき、やめるときは

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

次のような場合は、必ず14日以内に届け出をしてください。届け出が遅れると、さかのぼって国保税が計算されたり、医療費を返還してもらうことがあります。

	こんなとき	必要なもの	※国保の届け出には個人番号カードまたは通知カード (通知カードの場合は免許証なども必要です。)
加 入	転入してきたとき	転出証明書	
	職場の健康保険をやめられたとき、被扶養者から外れたとき	退職日や扶養から外れた日が確認できるもの	
	子どもが生まれたとき	保険証、印鑑、母子手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
脱 退	転出するとき	保険証	
	職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険(職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの)	
	死亡したとき	保険証	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書	
そ の 他 の 届 出	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書	
	市内で住所が変わったとき	保険証	
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯が分かれたり、一緒になったとき		
	修学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書	
	保険証をなくしたとき(汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの	

■国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者全員に係る「医療分」と「後期高齢者支援金分」、40歳から64歳までの加入者に係る「介護分」をそれぞれ計算し、世帯単位で合算した額を納めていただくことになります。

【H28年度税率（最新の年度の税率等については問い合わせください）】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
(1) 所得割率	課税標準額×8.39%	課税標準額×2.83%	課税標準額×2.56%
(2) 均等割額	加入者×20,800円	加入者×6,800円	加入者×13,700円
(3) 平等割額	1世帯につき27,100円	1世帯につき8,800円	—
小 計	(1) + (2) + (3) (限度額540,000円)	(1) + (2) + (3) (限度額190,000円)	(1) + (2) (限度額160,000円)
合 計	医療分、後期高齢者支援金分、介護分を世帯単位で合算		

※課税標準額とは、国保加入者ごとに前年中の所得額から基礎控除額33万円を控除し、世帯で合算した額です。

【国保税の納付方法】

○普通徴収の場合（現金納付・コンビニ納付または口座振替）

年額を12回に分け、各月の末日（土・日曜、祝日の場合は翌日）までに納めていただきます。（12月は25日）

○特別徴収の場合（年金からの納付）

年額を6回に分け、年金から直接納めていただきます。

なお、特別徴収の対象となる方は次の①～③の条件をすべて満たす方ですが、口座振替で納める申し出を行った場合に限り、普通徴収に切り替えることができます。

①国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）である。

②特別徴収の対象となる年金支給額が年額18万円以上である。

③世帯主が介護保険料も特別徴収されており、国保税と介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1以下である。





療養費

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

旅行先(海外含む)での急病など、やむを得ない理由で保険証を使わずに治療を受けたとき、または補装具を作ったときなどは、後から必要な書類を添えて申請すると、払い戻しがあります。

入院時食事療養費

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

入院中の食事の費用は、1食につき460円です。ただし、市民税非課税世帯の人は減額が受けられますので、減額認定証の交付申請をしてください。(平成30年3月末までは360円)

なお、この費用は高額療養費の対象になりません。

【1ヵ月の高額療養費自己負担限度額】

○69歳までの方

○69歳までの方と70歳以上との合算のとき

区分	過去1年間の 該当回数	1～3回目	4回目以降(多数該当)	合算対象額
ア		252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	21,000円 (70歳未満の人の場合)
イ		167,600円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
ウ		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
エ		57,600円	44,400円	
オ		35,400円	24,600円	

ア…国保加入者の課税所得が901万円を超える世帯です。

イ…国保加入者の課税所得が600万円を超え901万円以下の世帯です。

ウ…国保加入者の課税所得が210万円を超え600万円以下の世帯です。

エ…国保加入者の課税所得が210万円以下の世帯です。

オ…世帯主及び国保加入者の住民税が非課税の世帯です。

○70歳以上の方

一部負担金 負担割合	区分	①個人単位 (通院のみ)	②個人単位(入院含む) ②世帯単位	(多数該当)
3割	一定以上所得者	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
2割	一般	12,000円	44,400円	多数該当は、一定以上所得者で、過去12ヵ月の間に高額療養費に該当した回数が4回目以降の場合です。
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ		15,000円	

※昭和19年4月1日以前に生まれた人は、1割負担となります。

一定以上所得者…一部負担金の割合が3割の人です。

低所得者Ⅱ…世帯主と国保加入者全員に市民税が課税されていない世帯の人です。

低所得者Ⅰ…世帯主と国保加入者全員に市民税が課税されていない世帯で、世帯の所得がそれぞれ各所得区分ごとに必要経費・控除を差し引くと0円になる世帯の人です。(基礎控除、配偶者控除等の所得控除は行わない。)

【70歳以上の方の場合】

個人単位(通院のみ)の領収書で計算後、世帯単位で計算します。

世帯単位の場合の計算はすべての領収書を合算できます。

その後、69歳までの人の自己負担額がある場合は合算します。

高額療養費

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

支払った医療費※が1ヵ月の自己負担限度額をこえたとき、申請するとあとから限度額をこえた分が高額療養費として支給されます。

※ここでの医療費には保険のきかない自費分(差額ベッド料や食事代)は含まれません。

【計算方法】

- ・暦月ごとで計算します。(月の1日から月末まで)
- ・一人の人が一つの病院・診療所に支払った医療費ごとに計算します。
- ・1ヵ月に21,000円以上の支払いがあるものを合算の対象とします。(70歳以上の人の場合は合算対象額によらずすべて合算できます。)
- ・入院と通院、医科と歯科は別で計算します。



■その他の給付

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

- ・出産育児一時金 420,000円(産科医療補償制度未加入の場合404,000円)
- ・葬祭費 50,000円

■他人からケガをさせられたとき

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

交通事故など第三者(他人)の不法行為によりケガをして、保険証を使って診療を受けることもできます。

この場合、届け出が義務付けられていますので、必ず窓口へ届け出してください。

■給付の申請は

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

申請内容	必要なもの
療養費	保険証、領収書、診療内容明細書(装具の場合は医師の証明書など)、口座番号、個人番号がわかるもの
海外療養費	保険証、領収書、診療内容明細書、日本語の翻訳文、口座番号、個人番号がわかるもの
高額療養費	保険証、領収書、口座番号、個人番号がわかるもの
特定疾病療養受療証	保険証、医師の証明がされた申請書、個人番号がわかるもの
・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証	保険証、転入してきた人は世帯全員の課税・非課税証明書、個人番号がわかるもの
入院時食事療養費差額申請	保険証、領収書、減額認定証、口座番号、個人番号がわかるもの
出産育児一時金	保険証、印鑑、母子健康手帳
葬祭費	保険証、口座番号

※入院時食事療養費の限度額適用・標準負担額減額認定証および差額申請のとき、90日以上入院している人は「長期該当者」になりますので、入院日数の確認できるものも持参してください。

▶人間ドック・脳ドックで健康確認を

健康を維持していくためには、病気の早期発見・早期治療が大切です。次の条件すべてを満たしている人は、人間ドックと脳ドックの健診費用の一部の助成を受けることができます。事前に申し込みが必要ですので、問い合わせください。

■対象条件

- ・国民健康保険に加入している人
- ・年齢が35歳から74歳までの人
- ・国民健康保険税を滞納していない人

■助成額

25,000円を上限として、健診費用の3/4を人間ドック、脳ドックそれぞれ助成します。なお、市と契約していない医療機関で受診した場合は、いったん全額支払いいただき、後日、助成いたします。

※市の特定健診・健康診査を受けた場合、人間ドックの助成の対象にはなりませんのでご注意ください。ただし、脳ドックは助成の対象になります。

▶老人医療費助成制度

■老人医療費助成制度とは

65歳以上70歳未満の人が健康を保ち健やかに過ごせるよう、病院などにかかったときの自己負担の一部を県と市で助成するものです。

■対象者

- 1.五泉市内に住所を有すること
- 2.医療保険に加入していること
- 3.前年の合計所得が125万円以下
- 4.65歳以上70歳未満で次のいずれかに該当する人
 - ア) 常時ひとり暮らしで経済的に独立している人
 - イ) 3ヶ月以上寝たきりで、日常生活における基本的な動作が困難で、他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる人

※経済的精神的に単独である老人に対して助成を行うもので、単に戸籍や住民票で「一人暮らし」という形態だけではなく、その人の生活状況を十分に考慮します。

※どなたかに扶養されている場合、または社会通念上扶養すべき人が同一市内や近隣に居住している場合は、認定されないことがあります。

なお、詳しくは市民課保険年金係または村松支所市民係へ問い合わせください。

■自己負担分

一部負担金は外来、入院ともかかった医療費の2割です。

■登録申請の手続き

保険証と印鑑を持って、市民課保険年金係または村松支所市民係の窓口で手続きしてください。

▶後期高齢者医療制度

■概要

75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた健康保険から「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

【加入手続きは不要です】

75歳の誕生日の前の月に後期高齢者医療制度の保険証を郵送いたします。

65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり認定を受けた場合は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

【加入手続きが必要です】

○一定の障がいの程度

- ・身体障害者手帳1～3級、または4級のうち音声・言語・そしゃく障害・下肢障害の1・3・4
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級
- ・国民年金法による障害基礎年金、障害年金受給者など

制度の運営は、県内すべての市町村が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合が行いますが、相談や各種申請の受付などの窓口業務は市が行います。

■病院などで診察を受けるとき

後期高齢者医療制度の保険証を医療機関窓口に提示してください。



■自己負担額と入院時の食事負担額

区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事負担額 (1食あたり)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	460円(平成30年3月末までは360円)	
一般	1割	12,000円	44,400円	460円(平成30年3月末までは360円)	
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までの入院	210円
	区分Ⅰ			過去12カ月で90日を 超える入院	160円
			15,000円	100円	

※75歳の誕生日の月に限り、自己負担限度額は2分の1に設定されます(1日生まれの方を除く)。

■自己負担限度額を超えた負担をしたら

後日、新潟県後期高齢者医療広域連合から支給申請案内が届きます(初回のみ)。

同封の申請書を市役所の窓口提出していただき、その後、申請をいただいた金融機関の口座へ振り込みとなります。2回目以降の手続きは不要です。

■入院することになったら

住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

【申請に必要なもの】

保険証、被保険者本人の印鑑、個人番号がわかるもの

■コルセットなどの治療用装具を作ったら

申請により、自己負担割合(1割または3割)を超えた金額が支給されます。

【申請に必要なもの】

保険証、医師の証明書、領収書、本人名義の預金通帳、印鑑、個人番号がわかるもの

■保険証を失くしてしまったら

申請により、再発行できます。

【申請に必要なもの】

窓口においでになる人の身分証明書(免許証など)、印鑑、個人番号がわかるもの

※被保険者以外の方が申請される場合は、被保険者の印鑑も必要です。

■被保険者の人が亡くなった場合

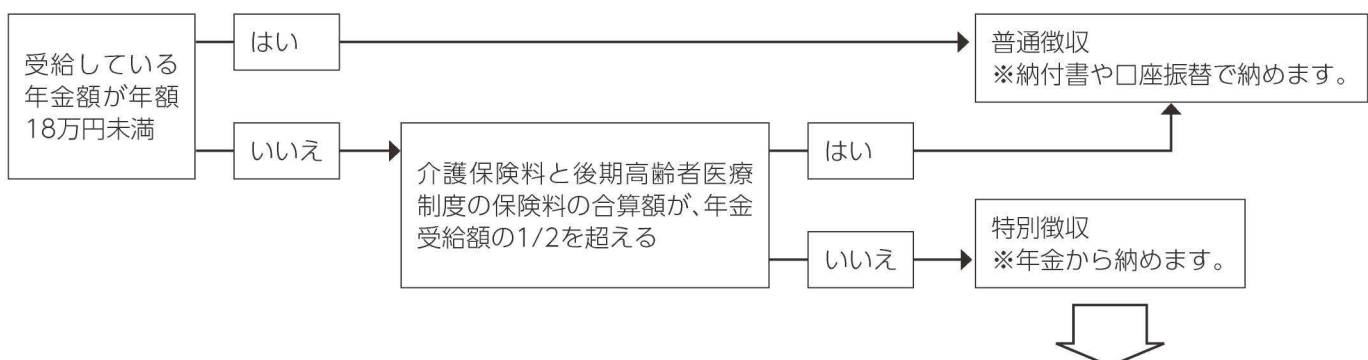
葬儀を行った人に葬祭費(50,000円)が支給されます。

【申請に必要なもの】

死亡した人の保険証、申請者(喪主)の印鑑、申請者(喪主)名義の預金通帳

■保険料の納め方

受給している年金の金額によって、年金から納める「特別徴収」と、納付書または口座振替などで納める「普通徴収」に分かれます。



■保険料の決まり方(平成28年度)

保険料(年額)
Ⅱ
《均等割額》 一人当たり35,300円
+
《所得割額》 (前年中の総所得金額等－基礎控除額<33万円>)×所得割率<7.15%>

※一人当たりの賦課限度額は57万円です。

※所得の低い世帯などに対して、保険料の軽減制度があります。自動的に決定しお知らせします。
(正しく税務申告されていない場合、適用されないことがあります。)

- ①均等割額の軽減(同一世帯内の加入者と世帯主の合計所得で判定します。)
基準に応じて、均等割額の35,300円が9割、8.5割、5割、2割軽減されます。
- ②所得割額の軽減(加入者個人の所得で判定します。)
賦課のもととなる所得金額(前年中の総所得金額等－基礎控除額<33万円>)が58万円以下の方の所得割額が5割軽減されます。
- ③制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった人、会社の健康保険など、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。
それぞれが加入していた健康保険者からの連絡により決定し、お知らせします。
(市町村の国民健康保険や、国保組合は該当しません。)

★保険料の納め方を口座振替にすることも可能です。

<申請に必要なもの>

保険証、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印

※手続きをいただいた時期により、口座振替の開始月が異なる場合があります。

後期高齢者医療人間ドック助成について

■対象条件

- ・後期高齢者医療制度に加入している人
- ・後期高齢者保険料を滞納していない人

■助成額

10,000円(ただし、健診費用が10,000円未満の場合は実際に支払った金額)

■助成方法

事前申請の必要はありません。

健診機関にて費用を全額支払ってください。健診後、領収書と口座番号のわかるものを持ち、申請してください。決定後に助成費用を口座に振り込みます。

■ご注意ください！！

対象条件を満たしている場合でも、同じ年度で健康診査を受けた方、他の制度(国民健康保険等)で人間ドック・特定健診を受けている場合は助成できませんのでご注意ください。また、脳ドックは助成の対象となりません。

国民年金

国民年金は働く世代が保険料を納め高齢世代を支える、世代間扶養の制度です。
安心した老後を迎えるため、保険料は必ず納めましょう。

■加入する人は

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全員加入しなければなりません。

なお、外国人も加入しなければなりません。

【第1号被保険者】

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や学生など。

【第2号被保険者】

厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員で70歳未満の人。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。

保険料は配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合が負担しますので、本人の負担はありません。

■種別が変わったとき

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

被保険者の種別が変わったときは、届け出が必要です。変更の都度、届け出をしてください。手続きを忘れると、年金を受けられないことがあります。

こんなとき	届け出に必要なもの	届け出先
20歳になったとき	印鑑	市民課 保険年金係 村松支所 市民係
会社に就職したとき 1号→2号への変更	保険証または、厚生年金などに加入したことが確認できるもの、年金手帳、印鑑	
会社を退職したとき 2号→1号への変更	離職票または、退職日の確認ができるもの、年金手帳、印鑑	
厚生年金・共済組合に加入の配偶者の扶養になったとき 1号→3号、2号→3号への変更	収入を証明できるもの、または収入が無いことを証明できるもの、離職票もしくは退職日の確認ができるもの、年金手帳、印鑑	配偶者の 事業所
60歳を過ぎても加入したいとき	年金手帳、印鑑	市民課 保険年金係 村松支所 市民係
保険料の免除申請(全額・一部)をしたとき		
保険料の学生納付特例を受けたいとき	年金手帳、印鑑、学生証(コピーでも可)もしくは、在学証明書	転出先の 担当窓口
転出したとき	年金手帳	





■第1号被保険者の保険料

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

第1号被保険者は20歳から60歳になるまで、また、任意加入は希望する年月まで保険料を納めます。

より高い年金を希望される人は、国民年金基金に加入していなければ、付加保険料を納めることができます。

【保険料】

1ヵ月16,260円(平成28年度)

付加保険料 1ヵ月400円

【保険料の納め方】

保険料は日本年金機構から送付される納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めます。

口座振替の制度もありますので、利用ください。

※市役所の窓口では納められません。

○前納制度

1年分や半年分などをまとめて前払いすると保険料が割引になります。

【免除制度】

○法定免除

生活保護(生活扶助に限る)を受けている人、障害年金を受けている人は、届け出れば保険料が免除されます。

○申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年の所得によって、申請すると一定期間の保険料が、全額もしくは一部が免除されることがあります。

○学生納付特例

学生本人の前年の所得によって、申請すると一定期間の保険料の納付が猶予されます。

■給付の種類

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

【老齢基礎年金】

保険料納付済期間と免除された期間を合わせて、25年以上ある人が65歳になったときから受けられます。

○年金額(平成28年度)

20歳から60歳まで毎月納めて65歳から受け取る場合
(年額)780,100円

○繰上げ受給

希望すれば60歳から65歳の間に、繰上げて年金を受けられます。ただし、請求した年齢に応じて、一定の割合で年金額が減額されます。

○繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰下げて年金を受けられます。請求した年齢に応じて、一定の割合で年金額が増額されます。ただし、増額されるのは70歳までです。

【障害基礎年金】

65歳までに一定の障がいの状態になったときに受けられます。また、20歳前から一定の障がいの状態にある人も、20歳になったときから受けられます。

○年金額(平成28年度)

(年額)1級 975,125円+(子の加算額)

2級 780,100円+(子の加算額)

※子とは、18歳到達年度の末日まで、または20歳未満で1・2級の障がいの状態にある子に限られます。

【遺族基礎年金】

国民年金に加入している人や、保険料納付済期間と免除された期間を合わせて25年以上ある人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子がいる配偶者、または子が受けられます。

○年金額(平成28年度)

(年額)780,100円+(子の加算額)

※子とは、18歳到達年度の末日まで、または20歳未満で1・2級の障がいの状態にある子に限られます。

【寡婦年金】

第1号被保険者として保険料納付済期間と免除された期間を合わせて、25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、その夫によって生計を維持され、10年以上婚姻関係のあった妻が、60歳から65歳になるまで受けられます。

○年金額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の4分の3

【死亡一時金】

第1号被保険者として36ヵ月(3年)以上保険料を納めた人が、何の年金も受けずに死亡したとき、一定の範囲の遺族が受けられます。

○一時金額

120,000円～320,000円(保険料納付月数による)

■請求時に必要なもの

給付の種類	共通	その他
老齢基礎年金	年金手帳、 印鑑、 請求者の 預金通帳、 戸籍謄本	60歳で請求する人は、当年度の保険料領収書 ※第3号被保険者期間がある人、厚生年金・共済組合の加入期間のある人は、新潟東年金事務所に請求してください。
障害基礎年金		国民年金用診断書(用紙は市役所にあります)
遺族基礎年金		死亡届の記載事項証明または死亡診断書
寡婦年金		- 住民票謄本(死亡した人を含む) - 請求者の所得証明
死亡一時金		住民票謄本(死亡した人を含む)

※加入歴によっては、このほか必要になる場合もあります。

■年金の支払い日

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

○老齢・障害・遺族・寡婦年金

偶数月の15日です。(金融機関の休日にあたる場合は直前営業日)

■年金受給の手続き

問 市民課 保険年金係 / 村松支所 市民係

【住所や受取金融機関が変わるとき】

○老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金を受給している人
年金受給者の住所変更届は原則不要になりましたが、今後も住所変更届の提出が必要な人もいますので、詳しくは年金事務所まで問い合わせください。

受取金融機関が変わるときは、届出用のハガキに金融機関の証明を受け、年金事務所へ提出してください。(ハガキは市役所にあります)

【死亡したとき】

各年金とも死亡した月分までの年金を、一定範囲の遺族の人が受けられることがあります。年金証書、印鑑、請求者の預金通帳を持って、届け出てください。

■国民年金の問い合わせ先

・新潟東年金事務所 国民年金課
新潟市中央区新光町1-16 ☎025-283-1016

■厚生年金の問い合わせ先

・新潟東年金事務所 お客様相談室
新潟市中央区新光町1-16 ☎025-283-1013

税金

みなさんから納めていただいた税金は、まちの整備や市のいろいろな仕事に使われていて、市民生活に深く関係しています。

税金は納期内に忘れずに納めましょう。納付は便利で、納め忘れのない口座振替をおすすめします。

住民税

問 税務課 市民税係 / 村松支所 税務係

■納める人(納税義務者)と納める税金

納税義務者	納める税金	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人	○	

【税額】

- 均等割 市民税3,500円、県民税1,500円
- 所得割 課税所得金額(所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額
- 税率 市民税6% 県民税4%

【税金の申告】

その年の1月1日現在、市内に住所がある人は3月15日までに前年中の所得を申告しなければなりません。ただし、次に該当する人は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をされた人
- ②前年中の所得が給与又は公的年金のみで、支払報告書を市に提出している人

注:複数の給与や年金所得のある人は申告が必要です。また、控除などの追加や変更が必要な人も申告が必要です。

■納める方法

【普通徴収】

個人事業主、自営業の人などは、納税通知書で納めます。

【特別徴収】

- ①給与 給与の人は、事業所が毎月の給料から天引きし納税者に代わって納めます。
- ②年金 その年の4月1日現在、65才以上の人は日本年金機構が年金から天引きし納税者に代わって納めます。



固定資産税

問 税務課 資産税係 / 村松支所 税務係

■納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在で、市内に土地、家屋、償却資産(事業に使用する機械、器具、備品など)を所有している人に課税されます。

税率は1.4%です。

■課税の特例

【住宅用地】

次のとおり課税標準額が軽減されます。

- 200㎡まで 6分の1
- 200㎡を超える部分 3分の1

【新築住宅】

床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅を新築したときは、3年間120㎡部分の税額が2分の1に軽減されます。

■固定資産の縦覧

納税者が持っている土地・家屋について評価額を比較するため、縦覧帳簿を縦覧することができます。

○期間 4月1日～最初の納期限

■償却資産の申告

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告することになっています。

■免税点(税金がかからないもの)

資産の課税標準額が次の金額に満たないときは、課税されません。

- 土地 30万円
- 家屋 20万円
- 償却資産 150万円

都市計画税

問 税務課 資産税係 / 村松支所 税務係

■納める人(納税義務者)

毎年1月1日現在で、市内の都市計画用途地域内に土地・家屋を所有している人に課税されます。

税率は0.17%です。

■課税の特例

住宅用地は固定資産税と同じように課税標準額の軽減が受けられます。

- ・200㎡までの住宅用地…3分の1
- ・200㎡を超える住宅用地…3分の2

■税金がかからないもの

固定資産税の評価額を基に算出します。また、固定資産税が課税されない場合は、都市計画税も課税されません。



国保・後期・国民年金・税



軽自動車税

問 税務課 市民税係 / 村松支所 税務係

■納める人(納税義務者)

毎年4月1日現在で、軽自動車やバイクを持っている人に課税されます。

【異動・登録・廃車の手続き】

軽自動車を新規に購入したり、他人に譲り渡したり、廃車した場合はすみやかに手続きが必要です。

■市役所への届出

バイク≪125cc以下≫小型特殊自動車

■市役所以外への届出

車種	届出場所
軽自動車 ☎050-3816-1850	軽自動車検査協会 新潟市東区紫竹卸新町1927-12
小型2輪 ≪251cc以上≫ ☎050-5540-2040	北陸信越運輸局新潟支局 新潟市中央区出来島14番26号
軽2輪 ≪125cc～250cc≫ ☎025-275-5704	新潟県軽自動車協会 新潟市東区紫竹卸新町1927-16

・届出に必要なものは、車種及び内容により異なりますので、詳しくは上記に問い合せください。

税金の納め方

問 税務課 税収係 / 村松支所 税務係

■窓口納付

市役所税務課や村松支所税務係、金融機関の窓口、コンビニエンスストアで、納付書により納める方法です。

○取扱金融機関

- ・第四銀行、北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、さくらの街信用組合、新潟県労働金庫の各本・支店
- ・新潟みらい農協の各支店 ・新津さつき農協の各支所
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

○取扱コンビニエンスストア

エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパー（北海道限定）、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、ローソンマート
(各納期の金額が30万円以下の納付に限ります)

納税相談

問 税務課 税収係 / 村松支所 税務係

納期限までに納めることが出来ない人、その他の事情でお困りの人はいつでもお出でください。

【夜間納税窓口】

毎月2日(土・日・祝の場合は翌日)に行います。

○時間 午後5時15分～8時

○会場 ・市役所1階ロビー

・村松支所税務係

■市税の減免と猶予

火災や盗難の被害を受けた、病気にかかる又は負傷した、事業を廃止した、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある、生活保護を受けるなど特別な事情がある場合、市税の納付を免除したり納める時期を遅らせたりできる場合があります。

※詳しくは市役所税務課や村松支所税務係窓口で相談ください。

市税に関する証明

金融機関で融資を受けるときなど、市税の証明が必要な場合があります。表を参考に各係へ請求ください。

【請求に必要なもの】

- ・窓口に来た人の身分を確認するための証明が必要です。(免許証、保険証など)
- ・代理人の場合
本人の記名押印のある委任状
- ・法人の場合
法人の社印および代表者印が押印されている委任状
- ・車検用軽自動車税納税証明請求の場合、車検証(コピー可)

【手数料】

1件(枚)につき300円です。住宅用家屋証明書は1件につき1,300円。評価通知、継続検査用の軽自動車税納税証明書は無料です。台帳・公図などのコピーは1枚30円です。

種類	
市民税関係	市・県民税課税(所得)証明 営業(所在地)証明
資産税関係	評価通知 評価証明 記載事項証明 公課証明 所有証明 住宅用家屋証明 登載証明 地図証明
納税関係	納税証明書 車検用軽自動車税納税証明